## Provided by Kyoto University Research Information Repository Kyoto University Research Information Repository



Title	中世都市の發達(一)
Author(s)	三浦, 周行
Citation	經濟論叢 (1921), 12(6): 819-827
Issue Date	1921-06-01
URL	http://dx.doi.org/10.14989/127794
Right	
Туре	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

## 會學濟經學大國帝都京

## 叢論濟經

號 六 第

卷二十第

行發日—月六年十正大

附	勞働組	Zimme	史的唯		所得と	舊岩國	我國農產		増俸の	•	戰後獨	純理上	社會的	中世都	
錄 ·	組合主義變轉	Zimmermannの政治	性物論略解	雜	c 勞賃·	藩の製紙	物生產	說	研究・	時	遜の社	上より見た	法的經	御市の發達	論
· 本	轉の傾向	治測量		錄	•	原料保護	調査に就	苑	•	綸	會主義運動	る財産重	濟學の考察		撒
本誌第十二卷	•		•			政策	いて・		•			課。理由	•		
卷總目錄·	法學博士	法學博士	法學博士		經濟學士	經濟學士	農學博士 法學博士		法學博士		<b>法學博士</b>	法學博士	<b>文學博士</b>	文學博士	
	河田	財部	河上		堀	吉川	高岡		小川湾		河田	神戸	米田岩	三浦	
•	嗣郎	靜治	肇		經夫	元 光	熊雄		鄉太郎		嗣郎	正雄	庄 太 郎	周行	

濟 論 第十二卷 第六號 (通卷第七十二號) 大正十年六月發行

論

中

世

都

市

0

發

達

 $\equiv$ 

浦 周 行

古代の都市も亦同樣であつて、京都ですらも、 何れの邦國でも、 商工業の進步せない間の都市は、農村の稍大きなものに過ぎなかつた。 地主や農民が市民の大部分を占めて居つたもので 我國

中世期に入つたからとて、遼に此狀態の改まるべき筈もないのであるが、時代の趨勢は都

都市も、

種々の黙に於て、これに類似して居る。

歐洲中世の都市が、

文化の發達に寄與貢獻した事の多きは**今**更呶々する迄もないが、

我中世の

ある。

市の發達を促して、終に其面日を一新せしむるに至つた。 歐洲の都市が中世の後期に於て著しい發達を示したやうに、我國の中世にあつても、

中世都市の發達(一)

(第六號

都市の興

就 隆は寧ろ其後期に顯著であつた。 が築かれつゝあつた。 時代から凡そ室町時代の初期迄であつて、 中前期は古代都市の名残の倫ほ失せやらぬところはあつたが、 それは種々の類より觀察すべきであるが、試みに其主なるもの一二を攀げ **今都市の發達から觀て中世を** 後期は室町の中世から豊臣時代迄とすべきであらう。 期に分けるならば、 其中おのづから他日興隆の基礎 前期は鎌倉

ると

鎌倉は最早幕府の所在地ではなかつたけれぎも、重大なる委任を受けて、將軍と頡頏 幕府たるの觀を呈したのである。 題に任じた。 の成績を擧ぐるに至つたのである。 を來した關東公方の首府であり、此時代には更に東北に奧州探題、羽州探題さへ置かれた。 の首府となつたことは、最も注意すべき重要事實と謂はねばならぬ。 の探題府の所在地は何れも政治的都市として發達したと同時に、其商工業も自然に發展して相當 に於ても、 して、公家政治の首府と對立して而かも一層優越であり且つそれと別箇の特色を有つた武家政府 (第一)政治的都市の増加 元の來寇があつてから、 殊に前者の如きは其屬僚に鎭西評定衆、 中世期に入つてから京都の外に鎌倉といふ政治的都市の新に出現 室町時代になつてからは京都は公家と武家と二重の首府となり 幕府は國防上の必要から、 鎭西引付衆などがあつて、 北條氏の鯲親を九州探題や長門探 そればかりではない、 さながら一の小 屡衝突 是等 地方

さり あつ ながら是等の都市はもと~~統治機關として成立したものであるから、 京都が地方から輸送された租庸調や莊園の年貢其他種々の物資の消費地であつた 經濟的には消費的

都市で て消費的であつたといへる。弘長三年八月鎭西乃貢運送船六十一艘が伊豆の海に於て漂濤したと をくさりて大津のうらに似たり」とい 多敷の入船があつたとすると、當時諸國の物資の盛んに鎌倉に輸入しつくあつた狀況を思ひ浮べ あ ことはもとよりであるが、 るは鎭西から鎌倉へ運漕の海上での出來事と思はれるのであつて、遠く鎭西地方から迄、斯く ついて同じ海道記に 源光行の貞應四年に書いた海道記に由比濱の光景を目撃して「敷百艘の舟ごも、 「千萬字の宅、 中世に出來た鎌倉の如きも、 軒をならべて大淀のわたりにことならず」 つて居るのはさもあるべきことゝ想像される。 多少の生産はあつたにしても、 さ書い 鎌倉の民家 て居 大體に於 つな るの

を始めとして地方から此地に集る人も決して少いとはせなかつた。彼陸奥の藤原氏が費用を惜ます は、 誇 張 0) 嫌あるに しても、 當時地方の守護や主なる御家人も鎌倉に邸宅を有つて居たがい 彼等

1多か 貴重 一つたのは亦其住民を初め各地方の需要者に供給せんが爲めであつて、庭訓往來に「鎌倉之 なる工藝品を京都に誂へたことは有名な話であるが、斯く各地方の物資のこゝに集るもの

然るに此種の都市の特色としては其頗る專制的色彩に富んで居たことを擧げねばならぬ。 これ

誂物」とあるものが即ちそれであつたらう。

謚

叢

中世都市の發達(一)

第十二卷

(第六號

Ξ

1)

----

第十二卷

も鎌倉についていへば、今でも同地に遊ぶものは其北部に幕府といふ政廳や源氏の氏神を崇めた

350 の津、 鶴岡八幡宮を中心として鎌倉の五山以下の主なる寺院が東西に羽翼を張つて居るを見受けるであ 商業區域は大町から材木座へかけての東南部にあつて、 腐質の商人、 百族にぎはひ」云々と見える。 今の材木座の海岸は當時船舶輻輳の地で 海道記にも「東南の角一 道は舟楫 あつ

は其弊を認めて、 都市計畫からも來て居た。 近く商店の簡比し て、 いつしか崩壊 貞永元年に着岸の煩を除 し去ったけれざも、 建長三年に一定の商業地域を限りて彼等の營業を許し、 ことは地の利を利用したものである。 是等の市場はもとは市内の各地に散在して居たものと見えるが、 かんが爲め、 其遺蹟は今尙は干潮時に於て波打際に隱見して居る。 往阿彌陀佛が勸進上人となつて築き上げた和賀江 而かも此一區劃に限られた 其他の場所に於てする あ 此埠頭 は幕 幕府 一島は 府 0

ことを厳禁したのである。是時に指定されたのは、

大町 小町 米町 龜谷辻 和賀江 大倉辻 乘飛和坂山上

であつて、

それには西部の龜谷辻、

乘飛

和坂山上や

北部の大倉辻も交つて居る。

其後文永二

年に

又市場の散在について幕府の禁令が 出でく

に限られた。穀町は卽ち米町である。 前後多少の變遷があり。大町 小町 魚町 穀町 武藏大路下 須知賀江橋 大倉辻

これにも大倉辻の外須知賀江橋

敷を占め (筋違橋とも) て居ることは注意す ぁ 如 き稍北寄り 0) べ 方面 きで あらう。 ક な ديا T にはない 幕府 0) 干 り 涉 n ŭ . ک 5 更に 雨 旓 一者に通じて東南部の地 店 の構造に 及 h 卽 方が ŧ, 無制 大多

じ地奉行 に是等の商 人に命じてこ 人に命じて保々に達せしめて居る。 店 れを取締らせたがい を構 たる保の長と見える。 へる 爲 め 次第に 道路を狭 共後 文永二 め 一年にも るに 地奉行人は市中の 至つた 商店を構 ŧ, 0) ځ 見え、 る為 取 締に任すべ めに 寛元三 道 路を破壊す 年に き職務であって、 幕府 ることを は 保司 奉行

陌 品 につ ても幕府 は監 視 の眼を光らせて居たらしく、 建 長四年には 鎌倉中 沽 酒を 禁 じて 扂

る °6)

當時

ö

調

杳

に據るさ

鎌倉中

Ė

は三萬七千二百七十四

<u>П</u>

Ų>

ふ夥

L

Ų5

,酒童が

đ

つ

tz

カゞ

幕

歽

は

司

は

最

小行政區畫

健に

賈買を禁じて

仕

舞

0

な

屋 虀 0 制 限 の下 にこれを許 して其他の造酒を禁じ、 鎌倉中はもとより 游國 1-至 Ó 迮 酒 0)

から米を原料とす 其理 亩 ځ して る酒 は 明記 の醸造を制 22 n 12 限し ş Ō たことは江戸時代の立 はし 13 Ų が 同年は旱魃の為 法に徴して 80

稻

0)

不

作

Ŀ

B

推

知

人の式敷を定めさせたことが見える。 のであらうと思ふ。 没收 を命じたことも 鎌倉幕府 ある。 の政策は質素倹約 商人 **所謂式敷**については定説がな 、の數に對する制限としては、 の奬勵であ うた。 Ų۶ 將軍 かぎ **寳治二年に幕府が鎌倉の** 直轄 私は 商業の 0 の武士た 座 る御家 ľ 關係 商 人 あ

のも

Ď

は

ð

n

る。

其他

和

賀江

津で

實

る材

木

のすが

短くて建築用材に適せ

Ð

爲

め

適當の寸

法を定めて、

不足

るも

ள

黉

中世都市の發達(一)

第十二卷

(第六號

迅

4)

來

ŤZ

事實が

あ

ā

**晋赛鏡寬元三年四月二十二日條** 

- 5) 6) 書建長四年九月三日條及十月十六日條

論

第十二卷

適例 幕府が ح でるものであるから、 に倹約を つとして活價の法を定められることはあつたが、 - 分解すべきであらう。 ح 謂 建長 کر مر 勸 五年の (S きで たことは言ふ迄もないが、 ある。 新制を遵行して、 幕府は商業に從事すべきもの 商品 然るに商 .の價格についてはこれより以前にも朝廷の社 人は時好を追うて動もすれば 關東御家人と共に鎌倉居住人の過差を禁じたるが ん る 08) 般平民とても違犯したものはこれを寛容す 幕府もこれに倣つて物價の騰貴した場合一定 ム員數を制限して消極的に其防 奢侈の風をそゝる 會政策に闘する善政 かゞ 近に務 如き行 如 べきでな きは Ø 爲 źz Z に出 其

的 は商取引弁商業の進步の 察に過ぎぬ。 のもあつて、 より 是等の干渉 都 市の 幕府 一發達を阻 丽 は既に古代の都市に加へられたものもないではないけれざも、 かり が斯る干渉を も武家丈に其制裁は頗る武斷的であることを注意せねばならぬ。 礙こそすれ、 觀るべ きものが 加 たことは取 助長することは望れなか ない では b でも直 なか つた。 さず商業の殷賑の反影であつて、 つたやうであるが、 又新に それは皮相 これでは 加へら 此時 'n 代に の觀 經 72 b

の價格を定めて其調節を圖つたことが

あ

影響は改めて言ふ迄もあるまい。 新らしい宿驛が設けられて、 第二)商業の進步 幕府 交通の便は開け、 が鎌倉に置 ימ 'n τ から、 通信の速達は期せられた。 東西の交渉が頻繁になって來たので、 其商業上に及ばした好

8) 同書建長五年十月十一日條

ر. الا 營業としたものである。鎌倉で替錢を取組んで京都で受取るが如き手形の現存して居るのを見れ **當時爲替手形の流通して居つたことは注意すべきことであらねばならぬ。** Ž, 米の爲替を替米といつて、共に「ヵハシ」といひ、手形を割符といつた。 即ち錢の爲替を替錢 割符屋はこれを

ことに改め、縫ひ手形面に利子を支拂ふことが記されて居つても、其義務を履行せんで宜しいこ 此為替に限つて(利子を附したものさへも)これを適用せないことゝした。後には利子丈は認めぬ **奬勵も與つて力があつたらうと思はれる。幕府は永仁五年の德畋に於て債務を発除したけれごも** や爲替の利子を明記してあるなごは何れも其發達の程度を卜すべきものである。それには幕府の ば其圓滑なる流通を偲ばれ న్త 而かもこれに支拂期限や期限内に 支拂はなかつた 場合の 賠償額

認めねばならぬ。 それが又一般の商取引の敏活に寄興したことの 多かつたのは言ふ 迄もあるま

とゝしたとはいひながら、爲替を普通の賃借關係と異つたものと看做してこれを保護したことを

町・魚町なごの名稱はやがて其米商・魚商の營業區畫を指して居る。これを又前の幕府が鎌倉中の ものではなく、彼等の間には一種の組合が成立つて居たが、幕府は無制限に組合員の増加を來す 商人の式數を定めさせた事實に照らし合せて考へると、それが單なる米商、 商業の座は當時尙ほ發達の道程にあつたのであるが、前にも述べた鎌倉の商業地域に於て、米 魚商の人敷を指した

叢

中世都市の發達(一)

(第六號

Ł

拙著法制史の研究 p. 914-17

第一二卷

座さい て差支ない程のも の弊を思うて、 ひ魚座さい 其員數を制限 ŏ ፉ **カ**\* が既に形成されて居つたであらう。 如き座の名稱を用 ل 12 ものと見るべきで、 あな カコ つたけ それが式敷であらうと思は れざも、 實質上からいへば、 n 矢張 4 座 當 と申 時 は米

神崎 圏 や神社の教界より俗界にかけての勢力は尙ほ頗る旺盛であつて、 せたのである。 の關係の是迄になく密接になつたことを見遁す譯には行かね。 る祉寺に寄附され 四内に置い 第三) 社寺の保護 の三箇津 き、全國一般に置かれた守護・地頭をも、 :の東大寺に於ける" 此勢力は直接間接に都市及び其住民に影響を及ぼした。 て基雑掌の管理 中世初期の都市を回顧するに當つてそれらの都市若しくは市民と社寺 敦賀津の西大寺、醍醐寺、祇園社に於ける。 に歸したのも此期間に目立つて見える現象であ 大和に限つて除外例とすることを幕府に承認 南都北嶺を始めとして主なる寺院 興福寺の如きは大和 港灣の 皆それ |關稅の收入が主な る。 T あ 兵庫、渡邊、 つた。 國を其勢 是 خ

の市民が朝廷の諸司諸衞の雜色人、諸宮諸臣の召使出納者の名の下に權門勢家に屬して專賣專業 の繼續をも妨げないのであつたから東大寺の兵庫關の如きは殆ど其寺領の觀を呈して居た。 合で)を一定の期間内(五箇年とか六箇年とか)祉寺の造管料等に寄附するものである 等は商船 >特權を與へられつゝあつたことは既に古代に見えて居るが、 から納める目錢とか升米 (例へば升米は一石毎に 升、 其他の貨物は百分の が、 なごの 期 京都 箙 割 後

0

此時代には京都の土倉酒屋業者が

東大寺文書 10) 11)

<sup>12)</sup> 

<sup>13)</sup> 王生官務家文書

論 黈 中世都市の發達(一)

他租税の発除を受けつゝあつたのも亦同樣である。 山門に屬して其公人若しくは日吉の神人等の名を假り債務者を壓迫して營業の安全を圖つた。 燈油を全部負擔するのである)と共に、從鷵關係が成立つて其保護を享受するに至つたものであ 統に屬するものであつて、これに向つて一定の納め物 等が大山崎八幡宮の在京神人の名に於て、紺紫薄打酒麴の販竇を專業として商品に對する關稅其 私は商工業の座の起源を祉寺に歸する學説に反對するものではあるが、 彼等の社寺に於けるは莊園の本所と同一の系 (例へば大山崎神人の場合は八幡宮内殿の さりとて座の發達が 彼

社寺の保護と密接の關係のあつたことを否認するものではない。

ð,

(第六號 九 八二七

第十二卷

<sup>15)</sup> 雕宮八幡宮文書 16)